## 3 国 勢 調 査



- 注:1 平成27年に実施された国勢調査(5年周期基幹統計調査、総務省統計局所管)の結果を 総務省及び東京都が集計し、公表した結果であるが、3-9表のみ平成22年国勢調査による結 果である。
  - 2 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む) 及びその家族、外国軍隊の軍 人・軍属及びその家族は対象から除外されている。
  - 3 国勢調査における人口は「常住人口」であり、「常住人口」とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。
  - 4 用語の説明は次の通りである。
    - (1) 昼間人口(従業地・通学地による人口)

ある地域に常住する人口に、その地域へ通勤者又は通学者として流入する人口を加え、さらに、その地域から通勤者及び通学者として流出する人口を差し引いた人口である。したがって、昼間人口には、買物や行楽などの一時的理由による流入、流出人口は含まれない。

(2) 夜間人口(常住地による人口) 当該地域において3ヶ月以上にわたって住んでいるか、3ヶ月以上にわたって住む予 定の者をいう。常住人口と同義である。

(3) 流入人口

当該地域に通勤又は通学し、常住地が他地域にある者をいう。

(4) 流出人口

当該地域に常住地があり、他地域に通勤又は通学する者をいう。

(5) 流入超過(流出超過)人口

流入人口から流出人口を差し引いた人口をいう。したがって、夜間人口に対する昼間人口の純増分を意味する。
△の場合は、流出超過である。

(6) 常住地

同一の場所に居住した期間又は居住しようとする期間が3ヶ月以上にわたる場所をいう。

(7) 就業者及び通勤者

就業者は 15 歳以上に限定される。 就業者のうち自宅外で従業しているものを通勤者という。

(8) 通学者

小学校、中学校、高校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院、各種学校、及び専修 学校に通っている者である。 通学のかたわら仕事をしている者は通学者ではなく、就業 者として取り扱っている。

(9) 残留人口

当該地域の夜間人口から流出人口を差し引いた残りの人口をいう。 その内訳は、①従業も通学もしない者、②自宅就業者、③同一地域内での通勤・通学者 である。

5 平成 27 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)を基 に、平成 27 年国勢調査の集計用に再編成したものである。